

施設使用料改定(案)

【資料1】

① 専用利用に係るもの

施設名	種別	改定区分	現行料金		改定案		考え方	実施時期
			㎡月額	円	㎡月額	円		
厚田区の区域にある職員住宅	5年未満	改定	㎡月額	208	㎡月額	278	○北海道の公宅基準を準用して、厚田・浜益両区料金の統一を図る。	H26.4
	5年以上10年未満		㎡月額	166	㎡月額	194		
	10年以上15年未満		㎡月額	137	㎡月額	145		
	15年以上20年未満		㎡月額	109	㎡月額	116		
	20年以上25年未満		㎡月額	85	㎡月額	77		
	25年以上		㎡月額	63	㎡月額	54		
浜益区の区域にある職員住宅 (職員又は教職員)	5年未満		㎡月額	205	㎡月額	278		
	5年以上10年未満		㎡月額	174	㎡月額	194		
	10年以上15年未満		㎡月額	142	㎡月額	145		
	15年以上20年未満		㎡月額	111	㎡月額	116		
	20年以上		㎡月額	79	㎡月額	77		
浜益区の区域にある職員住宅 (上記の者以外)	5年未満	㎡月額	318	㎡月額	431			
	5年以上10年未満	㎡月額	270	㎡月額	301			
	10年以上15年未満	㎡月額	220	㎡月額	225			
	15年以上20年未満	㎡月額	172	㎡月額	180			
	20年以上	㎡月額	123	㎡月額	119			
火葬炉(市外)	満13歳以上の死体1体		30,000		35,000	○札幌市の市民以外使用料(49,000円)と比較すると安価となっており、現使用料では施設維持管理コストに対する受益者負担が低い状態であることから、市外に係る使用料について1.1倍から1.3倍に改定する。		
	満13歳未満の死体1体		20,000		25,000			
	埋葬された死体1体		7,200		8,000			
	死胎1体、身体の一部		7,200		8,000			
各小中学校	厚田区内の屋内体育館	改定	1時間	400	1時間	500	○施設の状況や札幌市の使用料との比較等により、100円から200円の改定とする。 ○浜益区については、H25に浜益中学校体育館を新たに建設予定。	
	浜益区内の屋内体育館		1時間	300	1時間	500		
	上記以外の屋内体育館		1時間	500	1時間	600		
	グラウンド	新設	設定なし		1時間	300		○札幌市において350円の使用料となっていることから、石狩市内統一で300円(現行浜益区の体育館使用料と同額)の使用料を新設する。

② 個人利用(一般開放)に係るもの

施設名	種別	改定区分	現行料金		改定案		考え方	実施時期
			回数	円	回数	円		
花川南コミュニティセンター	トレーニングルーム	新設	設定なし		1回	100	○コミュニティセンター条例に規定する一般開放による利用とみなし、100円とする。	H26.4
多目的スポーツ施設 (サン・ビレッジいしかり)	トレーニングルーム (中学生以下)		設定なし		1回	100		
B&G海洋センター	プール	改定	1回	100	1回	200	市民プール使用料(一般600円)と比較して相当安価になっていることから、200円(改定上限2.0倍)とする。	
厚田スポーツセンター	プール		1回	100	1回	200		